

神奈川県知事

松沢成文様

旧県立川崎南高校再利用に関わる緊急の申し入れ書

2007 年 9 月 6 日

「本気で臨海部の未来を考える会」

事務局 川崎ファクトリー

川崎市川崎区鋼管通り 4-14-18

Tel 044-344-6520 Fax 044-344-3936

前略

取り急ぎ緊急のお願いと、申し入れ書を差し上げます。

昨日、9 月 4 日、旧県立川崎南高校の再利用に関しての私どもの要請に対して、ご回答をいただきました。

「回答書」によると、旧県立川崎南高校の土壌汚染については、「人体には影響を及ぼすものとは考えておりません」と明白に述べておられます。したがって、旧県立川崎南高校校舎は壊すことなく十分再利用が可能です。県民である旧県立川崎南高校周辺住民は、「県としてその再利用を検討して欲しいと」繰り返し、繰り返し要望しているのです。県民の財産である旧県立川崎南高校の利活用の道は、県民（地域住民）の要望をまず第一に考えるのが県政を進める側の基本的責任です。

したがって、私どもが要請している本校舎の再利用の方途について、あらためて住民の意見を聴取し、この問題の円満な解決を図っていただきたく存じます。

つきましては、次のように緊急の申し入れをいたします。

校舎解体に関わる業者の選定（入札公募）を一時凍結し、住民との話し合いの場を誠意を持って開催されること。

解体業者の入札および選定がなされてからでは、住民との話し合いの場を持っても遅いのです。また、工事が広範な住民の意思を無視して強行されれば、工事を進める業者と住民との間にトラブルも生じる可能性も生まれないとは言いきれません。そのようなことになれば、ことは重大な問題に発展します。

私達は、このような事態を回避し、問題を住民と行政及び解体業者とが対立するのではなく、住民の理解と納得の上に立って共に地域の発展を考えていきたいと、心から願っているのです。

なお、「回答書」の最後には、7 月 9 日を最初にして最後の「説明会」だとして「説明会という形での再度の実施については予定しておりません」とあります。しかし、この説明会では、大幅な時間延長にも関わらず参加した住民が十分納得できず、「再説明会」を約束することによって、この日はようやく散会できたものでした。県が県民の意見を誠意をもって聴取し、その政策に反映されるのであれば、再度「説明会」を開催し、その政策の妥当性を住民に十分理解してもらう必要がどうしてもあるのではないのでしょうか。

なお、「回答」に関して、その他の問題点・疑問点および、提言したい点が多々ございますが、近日中にあらためて私どもの考えを述べさせていただきます。

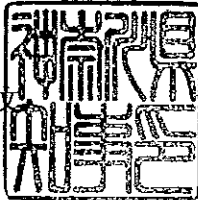
草々

財管第19号
平成19年8月31日

「本気で臨海部の未来を考える会」

事務局 川崎ファクトリー 御中

神奈川県知事 松沢 成文



旧神奈川県立川崎南高校の跡地利活用に関する要請書について（回答）

県政の推進につきましては、日ごろからご理解、ご協力をいただきまして、ありがとうございます。

さて、平成19年8月22日付けで提出されました標記の要請について、別紙のとおり回答いたします。

問い合わせ先

総務部財産管理課財産企画班 和田、平塚

電話 045-210-2514、2518（直通）

《要請事項の1について》

回答

高校の跡地の利活用につきましては、まず、県自らの利用を検討し、次に県が利用しない場合には、地元市町村において公的な活用の意向があれば優先して譲渡していく、そしてこうした公的な活用が見込まれない場合には、民間での活用を図るという、活用にあたっての基本的な考え方に基づきながら、併せて高校再編整備の原資とするために、慎重に検討を進めてまいりました。

元川崎南高校の跡地の利活用につきましては、県で直接利用する予定はなく、また川崎市も購入の希望はありませんでしたが、同市が策定した「南渡田周辺地区」整備計画等に即したものとなるよう、市と協調して検討してほしい旨の要望がありました。

県といたしましては、市の整備計画等により、今後、高校跡地を含む同地域の土地利用転換が図られ、地域の活性化などが期待できることなどから、市のまちづくりに協力することとしたものでございます。

建物につきましては、

- ・ 川崎市は同校跡地を含む小田栄西地区について、地域の活性化などを図るための地区計画を策定し、まちづくりの実現に向けて進展を図っていることから、これに協力していくこととしたこと
- ・ 高校跡地は、基本的に無人となることから、不審者など第三者による侵入の予防など、防犯・防火対策の観点などから早期の除却が望ましいこと
- ・ また、土壤汚染対策については、跡地の利活用を進めるためにも、恒久的な対策が必要であることから、まず、建物を除却し、その後、土壤改良等を図っていくことが合理的であること

から除却することとしたところです。

県といたしましては、建物を除却した後、土壤汚染対策を実施することとしておりますが、まちづくりに関する地元の皆様方のご要望等につきましては、川崎市において受け止めて調整を図っていただきたいと考えております。

《要請事項の2について》

回答

建物の除却と土壌汚染対策についてですが、要請事項の1でお答えさせていただいたとおり、建物の除却につきましては、川崎市のまちづくりに寄与するとともに、防犯・防火対策の観点からも、まず、建物を除却して、その後、土壌汚染対策として、土壌改良等を図っていくことが合理的であると考えております。

健康被害につきましては、学校が開校し、27年経過しておりますが、現在にいたるまで健康被害があったという話しは聞いておりませんし、川崎市が周辺地域で以前に行いました地下水調査では基準値を超える汚染物質は検出されておられません。このことから、今回の有害物質が基準値を超えて検出されておりますが、人体には影響を及ぼすものとは考えておりません。

《要請事項の3及び4について》

回答

7月9日に、元川崎南高校の跡地を含む小田栄西地区のまちづくりも併せて、土壌汚染対策等について、川崎市と連携して周辺地域の方々に説明会を実施させていただいたところです。

説明会という形での再度の実施については予定しておりません。